

平成 27 年 第 1 回 相 楽 東 部 広 域 連 合 議 会 定 例 会

日 時 平成 27 年 3 月 6 日 (金)

9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

～速記録～

◎議長 (新田 晴美)

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労様です。ただ今から平成 27 年第 1 回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。広域連合長あいさつ。

◎広域連合長 (手仲 圓容)

議員の皆さん おはようございます。本日は、平成 27 年 第 1 回定例会をお願い申しあげましたところ、議員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃は広域連合の運営に対し、格別の御協力、御尽力を賜っておりますことをこの場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。さて、本定例会におきまして、平成 26 年度補正予算、平成 27 年度当初予算の予算案 2 件、公平委員会の共同設置に係る規約案及び条例廃止案 1 件、人事に係る同意案 2 件について、御審議をお願い申し上げるものでございます。各議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、なにとぞよろしく御審議いただき、御議決・御同意を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、大変御苦労様でございます。

◎議長 (新田 晴美)

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付したとおりです。日程第一、「議席の指定」を行います。議席は、ただいまご着席の議席とします。日程第二、会議録 署名議員の指名を行います。本定例会 会議録 署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、9 番議員、橋本洋一議員、10 番議員、杉岡義信議員を指名します。9 番議員、橋本議員に代わり、11 番議員、籠島孝幸議員に変更します。日程第三、会期決定の件を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、本日の一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

◎議長 (新田 晴美)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の一日間と決定しました。日程第四 諸般の報告を行います。「広域連合長」

◎広域連合長（手仲 圓容）

それでは、諸般の報告をさせていただきます。まず、「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求控訴事件」及び「相楽東部広域連合及び笠置町、和東町、南山城村におけるごみ処理検討委員会」の状況についてご報告申し上げます。まず、「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求控訴事件」についてであります。12月定例会での報告後2回の口頭弁論が行われました。控訴人の日立造船株式会社から「変状の原因」について、専門家の意見書が再度提出され、裁判所からこれに対し、被控訴人の連合側に主張が求められましたので、次回4月14日の第6回口頭弁論期日までに主張する準備を進めております。今後の日程については、控訴人・被控訴人の主張内容によるものと考えております。また状況は、随時報告をさせていただきます。次に、「相楽東部広域連合及び笠置町、和東町、南山城村におけるごみ処理検討委員会」についてであります。平成26年1月から学識経験者を交え、東部3町村の今後のごみ処理について現在検討を進めているところでありますが、ごみ処理方針を示すためには「ごみ減量化対策」等について更に検討が必要との委員会からの申し出があったことから、今しばらく検討を継続することとなりました。なるべく早い時期に検討結果をまとめていただきたいと思いますと考えておりますが、検討委員会での結果がまとまりましたら、議員の皆さまにもご報告させていただきたいと考えております。以上、諸般の報告とさせていただきます。

◎議長（新田 晴美）

これで諸般の報告を終わります。日程第五 閉会中の委員会調査報告を求めます。はじめに総務厚生常任委員長、石田春子議員。

◎8番（石田 春子）

皆さん、おはようございます。只今から総務厚生常任委員会報告をいたします。本委員会は、2月19日午前9時30分より和東町体験交流センター会議室において、平成26年度の事務事業進捗状況や平成27年度予定事業や当初予算（案）などの報告及び説明を受けました。最初に各担当課長から平成26年度事務事業進捗状況について説明を受け調査を行いました。年度末に向けてほぼ計画どおりに事務の進捗が図られているとのことでした。次にテールアルメ裁判の経過について担当者から説明を受け、12月以降2回の口頭弁論があり、次回4月14日の第6回口頭弁論期日までに準備を進めているとのことでした。また昨年1月に設立された「相楽東部広域連合及び笠置町、和東町、南山城村におけるごみ処理検討委員会」については現在も継続して検討中であり、今年の後半には東部3町村のごみ処理とごみ減量化対策について検討結果がまとまる予定であるとのことでした。委員からは今後の裁判の行方についての質問や、平成30年度以降のごみ処理について早急に結論を出し、また増えている粗大ごみに係る対策についても講じて欲しいとの意見が出されました。休憩をはさんで後半では平成26年度補正予算（第3号）案については財源で地方債と未来づ

くり交付金の充当により分担金負担金に若干減額が生じたのと、平成 27 年度当初予算案については主なものとしてクリーンセンター施設設備改修工事費や新たな取り組みとして小型家電リサイクル事業についての概要説明がありました。最後に平成 27 年度から各町村に設置していた公平委員会を連合で一つに集約するための公平委員会共同設置規約案について事務局より説明が受けました。これで総務厚生常任委員会報告を終わります。

◎議長（新田 晴美）

続きまして、文教常任委員長、中村富士雄議員。

◎3 番（中村 富士雄）

皆さん、おはようございます。文教常任委員会からの報告をいたします。本委員会は、2 月 13 日午前 9 時 30 分より和東町体験交流センター会議室において、平成 26 年度の事務事業進捗状況や平成 27 年度予定事業や当初予算（案）などの報告及び説明を受けました。最初に教育長より平成 21 年度からこれまでの連合教育の年度別目標と取組内容について説明を受けました。平成 21 年度に連合がスタートして、最初は継続を基本とした基盤づくりに始まり、相楽東部ならではの教育活動の支援や児童生徒間の繋がり、いじめ・不登校対策の一環としてスクールカウンセラーの配置、また社会教育においてはニュースポーツ交流会や合同成人式等、今年度は『不易と流行』を見極めた教育の展開をし、一定の成果が上がっているとのことでした。次に平成 26 年度事務事業進捗状況について各担当課長から説明を受け調査を行いました。年度末に向けてほぼ計画どおりに事務の進捗が図られているとのことでした。また平成 26 年度補正予算（第 3 号）案について説明がありましたが、学校教育関連予算で若干の減額があるとのことでした。休憩をはさんで後半では、まず教育長から相楽東部の未来を創造する人づくりと子どもの学びを支える教育環境づくりを 2 本立てとした平成 27 年度の重点目標について説明を受けました。次に各担当課長より平成 27 年度予算案について主な概要の説明を受け、最後に教育次長から 3 月 31 日付けで任期が満了となる教育委員の再任について説明がありました。委員からは高齢者の健康促進を兼ねたスポーツのさらなる推進、いじめや不登校、子どもたちに郷土愛を育むような教育をとった意見が出されました。これで文教常任委員会報告を終わります。

◎議長（新田 晴美）

以上で報告を終わります。日程第六 一般質問を行います。質問時間は三十分以内ですので、質問及び 答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は、通告制ですので関連質問は許可しません。3 番議員、中村富士雄議員の発言を許します。

◎3 番（中村 富士雄）

3 番議員、中村でございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させて

いただきます。答弁を求める相手は、教育長です。まず、第1番目に合同成人式についてということで、連合立としての第1期卒業生が新成人になり、やまなみホールで合同成人式が開催されましたが、その成果はどうであったかお聞きします。又今後も合同成人式を続けていくかどうかお聞きいたします。2番目に生き物の大切さ。我々の時代には、生き物、特にうさぎ・にわとり等の世話をし、生き物についての学習をしてきましたが、現在の小学校では飼育小屋は見かけますが、中に生き物がいません。実践的な教育が必要と感ずるのですが、どの様にお考えですか。3番目、学校にもお茶活用をということで、京都府もお茶育に力を入れていくとの事であり、宇治茶の産地でもある3町村においても、若い世代までお茶に理解を広めていく必要があると考えます。そこで学校ではお茶をどの様に教育に生かしていこうと考えておられるのかお聞きいたします。今回の予算には、教育長、肝入りのお茶の予算が50万円程含まれていましたが、これの内容等についてお聞きいたします。4番目、道具の扱い方について、近年の若い人たちの中には、包丁とかノコギリ、金づち等の道具の扱い方が出来なくなっているように思います。学校教育において、この様な道具物の扱い方を実践教育として取り入れる事が大切と考えますが、どの様にお考えでしょうか。以上、4点の質問とします。後は、自席で行います。

◎教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしく申し上げます。中村議員の一般質問についてお答えします。まずは、1つ目の「合同成人式」についてです。ご承知のように、広域連合は、財政の削減とともに事務の効率化を目指して設立されました。教育委員会におきましても、このことを踏まえ、とりわけ社会教育では、3町村の独自事業を尊重しつつ、これまでの事業の見直しと整理、新規事業の検討に力を注いできました。ただ、連合という組織の特殊性もありまして、整理と調整については、一気に進まないのが現状です。そこで、できることから取り組んでいこうという方針のもとに着手したのが、これまで2会場を実施してきた成人式を合同で開催しようという試みです。地域住民の交流が年々進みつつある中、本年度は、連合立となった第1期卒業生が成人式を迎えました。これを機に、3町村合同事業の一環として実施し、新成人には、相楽東部の地域創生の担い手としての自覚を高めてもらいたい、さらには、地域住民としての一層の交流を深めてもらいたく、新たな成人式を開催するに至ったところです。準備段階では、ある程度の混乱が起こるのではないかという不安もありましたが、結果としては、多少の不具合はありましたものの、うまくいったのではないかとこのように思っています。この度の成果としては、成人の参加率が79%と昨年を大きく上回ったこと、とりわけ会場が遠方となった和東町で増加したこと。式典は、例年に比べて多人数となりましたが、厳粛に進行できたこと。茶話会においても、終始和やかな雰囲気での交流できたこと。午後の開催となりましたが、成人にとっては、時間的にも余裕をもって参加することができたことなどが挙げられます。参加した成人やご家族の方をはじめ、関係者皆さんの声を耳にしておりますが、合同開催につきましては、概して好評をいただけたのではないかとこのように思っています。

います。教育委員会としましても、今後の合同開催を続けていく方向で考えていますが、より充実した成人式をつくるべく、ただ今、成人の皆さんを対象にアンケート調査を実施しています。現在回収中で、今のところ、おおむね「よかった」という感想をいただいています。今後は、集約したアンケート結果をもとに、さらには、議員の皆さん、関係者の皆さんのお声やアドバイスに耳を傾けながら、課題の整理と改善の方策を明らかにして、次年度に向かっていきたいというふうに思っています。御理解のほど、よろしく申し上げます。2つ目の質問、「生き物の大切さ、動植物の愛護」についてお答えします。古来、日本人は、自然の恵みに感謝し、自然との調和を図りながら暮らしてきました。自然に親しみ、動植物が自然の中でたくましく生きてきた知恵や巧みさに学び、自然と一体となりながら生き物を愛護し、豊かな情操を育ててきたところです。ただ、科学技術の進歩に伴って環境の悪化が一層進む中、自然や動植物を愛し、自然環境を大切にしようとする態度の育成がますます重要になってきております。小学校におきましても、とりわけ低学年の段階では、動物の飼育、植物の栽培などを経験したり、自然や生き物などに直接触れたりすることを通して、それらに対するやさしい心を養うことが求められています。数年前までは、連合管内でも、飼育小屋にて、うさぎや鳥を飼っていた時期もありました。ところが、飼育小屋がイタチやアライグマなどの害獣に襲われたり、また、鳥インフルエンザの流行等により、飼育の中断を余儀なくされてきました。よって、現在では、残念ながら、教室でメダカやグッピー、亀などの飼育に止まっています。今後、学校教育におきましては、動植物愛護のうち、動物愛護より、やはり植物愛護が中心になろうかと思えます。もちろん、動物愛護に取り組みないわけではありません。京都府では、毎年、健康福祉部によって「動物愛護教室」が開催されています。申し込めば、学校に来てもらって、うさぎやモルモットとのふれ合い体験をすることができます。管内の小学校でも積極的に活用していくよう働きかけていこうと思っています。3つ目の質問、「学校におけるお茶学習」についてです。連合教育委員会では、設立以来、「“相楽東部ならではの”の教育の推進」を学校教育における最重点課題に掲げ、様々な取組を進めてきました。広域連合のよさを活かした特色ある教育活動の展開に努めてきたところです。その一環として、我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成を目指してきました。管内小中学校におけるお茶学習も、この目的達成に向けた手法の一つです。具体的な実践事例を紹介させていただきます。和東中学校では、年間を通してお茶学習に取り組んでいます。5月には、全校生徒と教職員が地域から借りている学校茶園で茶摘みをし、地域の援助を受けて製茶にも挑戦します。シーズンオフには施肥作業、除草作業にも取り組んでいます。秋には、町内15地区の集会所に全校生徒が出向いて、生徒たちが収穫したお茶を地域住民の方々に振る舞います。また、手摘みのお茶を生徒がデザインしたパックに詰めて、心のこもったメッセージを添えて独り暮らしのお年寄りを訪問しています。笠置中学校でも、茶摘みの体験、フェスタにおけるお茶の接待などに取り組んでいます。また、地域の方の指導のもとに、お茶の淹れ方、味わい方、マナーなどについて学習しています。さらに、両中学校は、それぞれ、和東の茶源郷祭り、笠置の鍋サミットで、「お茶のおもてなし」

に取り組んで、参加者から好評を得ました。来年度は、連合ならではの「ふるさと学習」を一層推進するために、新規事業として、管内小・中学校において、「心を潤すお茶の時間」と題して、休み時間や放課後に、急須で煎茶を味わう時間を設定したいと考えています。急須で淹れた本物のお茶のおいしさを実感するだけではなく、一連の振る舞いの中で生まれる「心のゆとり」や、誰かにお茶を淹れてあげることで芽生える「おもてなしの心」をはぐぐめればと思っております。少子高齢化、過疎化が一層進む中、地域の創生やその活性化には、地域を支える人材の育成が不可欠です。そのためにも、子どものころから地域に愛着と関心を持ち、地域に貢献することを喜びとする人を育てることが大切です。「心を潤すお茶の時間」がその一翼を担ってくれるであろうということを期待しています。最後に、学校における「用具や工具の使用」についてです。「ナイフでリンゴの皮がむけない」「はさみが正しく使えない」など、子どもの手先が問題視されて久しいですが、最近では、タブレットパソコンなどのデジタル機器が子どもたちに与えている影響も極めて大きいことが指摘されています。さて、議員ご指摘の、学校における用具類の使用状況についてですが、包丁は、家庭科の調理実習で、5年から使い始め、中学校3年まで続きます。図工の用具としては、小学校1・2年でハサミと小刀を使い始めて、金づち、のこぎりは3年生から、糸のこは5年から、中学校に入りましたら、両刀のこぎり、げんのう、半田ごて、やすり等を使っています。いずれの用具・工具も正しい使い方を学習し、安全にかつ適切に扱うこと、また、目的や方法に応じて活用するよう指導しているところです。ただ、学校教育における実習だけでは、十分とは言えません。子どもの時に道具を正しく使う訓練を家庭や地域において意図的に進めることが大切であると思っております。教育委員会としましても、子どもたちが少しでも道具の扱いに触れる機会を増やそうという趣旨のもとに社会教育分野において、例えば、夏休みの工作教室や親子の木工教室の開催、イベントにおける木工体験コーナーの設置等に取り組んでいます。家庭におきましても、危ないからと取り上げるのではなく、「道具はこのように使えば、安全で便利なものだ」ということを子どもたちに実感させてもらいたく、今後も啓発に努めていきたいというふうに考えております。以上、4つの質問に対する答弁です。よろしく申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

中村富士雄君。

◎3番（中村 富士雄）

再質問をさせていただきます。上から順に質問させていただきます。合同成人式は、今回初めてで、私も出席させていただきました。かなり各地域の成人が70名くらいいらっしやったと思います。立派な成人式であったと思います。教育長が先程おっしゃったアンケート調査を今現在、実施されているということですが、データーを今後も続けていくのか、どのようなところがどういうふうにしたらいいのか、また、若者の意見はどんなものかというそ

のアンケートが出来上がりましたら、またお示しいただきたいというふうに思います。2番目の生き物の大切さということで、質問させていただきましたが、先程、聞いていましたら、やはりインフルエンザ、アレルギーというような答弁をお聞きしましたが、やはりその中でも、ごく一部、インフルエンザであれば、完全に閉鎖しておけば外来鳥、渡り鳥が入らなければ被害も起こらない。動物アレルギーについても、全部が全部アレルギーを持っているわけではないので、せっかくの飼育小屋があるので、是非ともその辺の活用を再度検討していただきまして、やっぱり動物に触れるということは、動物からやっぱり人生を学ぶということがございますので、やっぱり若年の小学校の時分にそういう生き物と接して、生き物がどういうものであるかと、これを人間に当てはめたらどうなるのかというような自然と体験で分かるような教育、また、実践をお願いしたいと思いますが、その辺、再度、生き物についてはどうでしょうか。

◎議長（新田 晴美）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

はい。まず、成人式の関係ですが、アンケートを今、集計している最中です。細かい所を集計しました後、分析しまして、また機会があったら皆さんにもお知らせして、より良いものを作っていこうというふうに思っております。中身の方ですが、時期的なこと、内容等、実際に合同でよかったのかというところを聞いていますので、整理をしていきたいと思えます。それから飼育小屋の方につきましては、おっしゃるように学校としても、少しでもなんとかしたいと考えていますが、そのためには、もう少し整理もしなければならぬところもありますから、できる範囲のところ、飼えるものは、飼っていききたいというふうに思っています。ただ、アレルギーの方につきましては、動物アレルギーとか、食物アレルギーとか厳しい状況であります、おっしゃるようにみんながみんなそうではありませんので、その辺り、動植物愛護というのは、大事にしていきたいと思っておりますので、どこまで飼えるか分かりませんが、飼育小屋の再活用を考えてみたいと思っております。よろしく願います。

◎議長（新田 晴美）

中村富士雄君

◎3番（中村 富士雄）

続いて、お茶の活用で答弁をいただいたわけですが、今年度の予算に確かに急須とお茶と入っていて、これから肝入りの授業が始まるのかなという感じはしているのですが、お茶の単価ですね、和東茶でも一番いいところとか、そういう中級のお茶じゃなくて、

本当の美味しいお茶を授業に活かされているのかどうか、その辺を金額的なものは、中より上のものを皆さんに、やっぱりお茶は、こんなにおいしいのだということを生徒に教えてもらうような教育はどうなのかと、お茶にもピンからキリまでございまして、あまり下のものばかり飲んでいても、味が分からない。本当の宇治茶の産地の和東茶、南山城村のお茶を味わってもらって、こんないいお茶なのだということを生徒に理解していただくのが筋かなというように思います。その辺は、単価的にどんなものかということをお聞きしますのと、後、道具については、確かに今の世代の親たちも道具を使うことが非常に不器用と申しますか、なかなかできない。魚を3枚におろすこともできない。昔は、生活の糧として、そういうものは、家庭で全部できたわけです。今は、スーパーに行ったら切り身で売っている、肉になって売っている、そういう過程を実践的に授業の中に取り入れて、先程、教育長がおっしゃったように、使い方によっては、安全である。だけどその使い方が外れてしまうと凶器になる。この間の川崎の事件のようなことも起こりますので、その辺、物の使い方、かなづちがちゃんと打てるかとか、のこぎりは、押すのではなく引くのだというような、昔は、当たり前前に我々が育ったことを先生方に子どもたちに教えてもらう。先生もなかなか使い方が十分にできてない方もいらっしゃるのではないかと、その辺は、年配の先生の指導のもと、魚をおろせるくらいの技術と言いますか、授業をしていただければ、それが大きくなってから自然にその時に覚えたことは、一生忘れませんので、小学校、中学校で習ったことが生活のためになってくるのではないかとというように思います。その辺2点について、再度、教育長にお聞きしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

はい。まず、お茶の方ですが、おっしゃるように、いいお茶を使いたいと思うのですが、子どものスタートのところですので、特に小学校も中学校も一緒に一気にいこうと思いますので、特に小学校の低学年でしたら、急須でお茶を飲むところからスタートしますから、あんまり味わうというところまではいかないかなと思っています。ただ、中学生くらいになりましたら、今までも取り組んできていますので、かなり舌も肥えているのではないかと考えていますので、予算の関係もありますので、1kg 2,000円くらいのものを購入したいと思いますので、また、ご指導いただけたらと思います。それから、道具は、皆さんおっしゃるように、学校だけでは十分ではありませんし、例えば、先週は、土曜教育の一環で笠置小学校で冬の創作活動というものをやりました。そこでは、地域の皆さんに集まっていたいて、のこぎりを使ったり、いろいろなものを使いながらやってもらいました。子どもは、のこぎりも押すのか引くのか分からない子どもがたくさんいます。押す子どももいますので、その辺りのことを含めて、地域や学校の中で、そういう機会を増やしていくことが大事

だと思います。教育委員会としても、その辺りの啓発を図っていきたくと思いますので、地域の皆さんの協力を得ながらやっていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（新田 晴美）

中村富士雄議員

◎3番（中村 富士雄）

色々ご質問しましたが、昔当たり前のことが今、なかなか当たり前のようにされてない、また、教えられてないということが残念に思います。こんな田舎でございますので、田舎にあって大きく育つ子どもたちをなんとか教育として育てていっていただきたいということをお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。以上です。

◎議長（新田 晴美）

続きまして、5番 西岡良祐議員の発言を許します。

◎5番（西岡 良祐）

5番 西岡です。先程も報告にもありましたけれども、私は、ごみ処理検討委員会の今後の取組についてということで、ご質問させていただきます。まず、1点目としまして、ごみ処理検討委員会が発足しまして、過去4回の委員会開催と7項目についての検討をされてきました。ところが、先程も報告がありましたけれども、まだ、第1段階としての全体的なまとめが出ていないというのが現状であります。このまとめがいつ頃に出されるのか。この検討委員会の委員の任期も1年と要綱ではなっております。これを延長されてやっていくのか、その点についてお伺いします。それから2点目、平成27年度予算でクリーンセンターの2号炉の耐火物補修、これに約2,400万円ほどみておられます。ごみクレーンの修繕、これにも450万円程度、計画されておりますが、これによって使用期間の延長はどの程度の推測をされているのかお伺いします。3点目、現クリーンセンターを廃止する場合の施設の処置方法や費用検討等もこの中で検討されているのかどうか、これについてお伺いします。4点目、公害防止協定は、5つの団体とされていたと思いますが、すべて20年間の稼働期限を結ばれております。この検討の方法によっては、稼働延長ということも考えられるわけですが、これについて、特に地元の町長としての考え方をお伺いしたいと思います。それから最後に5点目、第2段階のごみ処理検討委員会を発足していくと聞いておりますけれども、これのメンバー構成は、第1段階と変わるのか、そしていつまでにこの方向性の結論を出す予定でおられるのかお伺いしたいと思います。以上です。

◎議長（新田 晴美）

手仲連合長

◎広域連合長（手仲 圓容）

それでは、西岡議員の質問の内、私の方からは、1番と最後の部分の2点についてお答えをさせていただきます。まず、ごみ処理検討委員会のまとめがいつになるのかというご質問でございますが、平成26年1月からこれまで4回にわたって委員会が開催されてきましたが、検討項目のうち「ごみの減量化」に、もうしばらく時間が必要であります。平成31年度以降の東部3町村のごみ処理を考えていく上で、「ごみの減量化」は避けて通れません。「民間処理施設」に委託する場合であっても、「広域的処理」の場合であっても、施設の所在地の自治体との事前協議で「ごみの減量化」への取り組みや努力目標が受入条件となる可能性が極めて高いものと考えております。そのために「平成31年度以降のごみ処理」と「ごみの減量化」は一体のものとして考えております。さらに検討することが必要であります。検討委員会につきましては、さらに検討を重ね、今年なるべく早い時期に結果を取りまとめる予定と聞いておりますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思っております。次に第2段階のごみ処理検討委員会についてのご質問についてであります。現在継続中のごみ処理検討委員会が出た結果を踏まえ、次の検討委員会で審議する予定であります。現時点では決まっておりますが、第1段階の検討結果について、さらにさまざまな観点から審議するためのメンバー構成としたいと考えております。いずれにいたしましても、検討委員会での検討結果を踏まえて、議会の皆様とも御相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。私の方からは、以上でございます。

◎議長（新田 晴美）

堀広域副連合長

◎広域副連合長（堀 忠雄）

西岡議員から私にいただきました内容について答弁させていただきたいと思っております。地元との協定は、私は当然の事ながら遵守されるべきだと、こういう立場で考えております。

◎議長（新田 晴美）

和賀環境課長

◎環境課長（和賀 聡）

私の方からは、2番目と3番目の質問にお答えさせていただきます。まず、2つ目で平成27年度予算でクリーンセンター2号炉耐火物補修、ごみクレーン修繕が計画されているが、これにより使用期間の延長はどの程度できるかというご質問ですが、クリーンセンター2号炉耐火物補修とごみクレーン修繕につきましては、早急に修理しないと耐火物がいつ崩れ落ちたり、ごみクレーンが故障でいつ動かなくなるかわからない内容のものです。延命

で5～10年もたせるような内容ではなく、必要最低限の修理です。全体的に経年劣化が進んでいる施設設備ですので、ひとつの設備機器について今年この箇所を修理すれば翌年度は違う部分が故障することもあります。ただ、不測の事態に備えて定期的な点検業務は行っております。それから3点目の現クリーンセンターを廃止する場合の施設の処理方法や費用検討等もされているのかというご質問ですが、地元との協定により、平成31年3月末をもってクリーンセンターは使用停止となっておりますが、それ以降の施設については全面撤去であるのか、ごみ処理以外の施設として使用を続けるのかはまだ決まっております。ごみ処理以外の施設として使用する場合は地元との協議が必要となってきます。全面撤去につきましては、クリーンセンターを建設した企業にざっと試算させたところ、撤去費用に3～4億円掛かるであろうとのこと。ただ撤去には当然のことながら重機の搬入や設備機器の搬出が必要となって来ますので、狭い搬入路を通して日数が掛かることが予想されますので、ここに費用がさらに増える場合もあります。以上です。よろしくお願ひします。

◎議長（新田 晴美）

西岡良祐議員

◎5番（西岡 良祐）

はい。5番西岡です。ごみ処理の減量化の問題でちょっと遅くなっているという回答ですが、ごみ処理の減量化というのは、この問題で検討する以前から考えておくものでありますので、言っておられることは分かりますけど、それは、やってもらったらいけども、そのことでこの検討委員会の報告が遅れるというのは、私は、おかしいと思っています。できるだけ早く出してもらおうようにして、そうでないと先程、堀副連合長の答弁の中で、稼働期限の遵守というのは、絶対的なものだというお話ですので、後4年ですか、31年の3月には、終わらないといけないということなので、その辺に間に合うように第2段階の検討委員会の結論を出していかないと、相手もあることですので、例えば西部塵芥の方へ入れてもらうということに対しても相手との交渉があるし、検討委員会の結論が出ただけで、まだ相手と交渉して、31年3月までにやっしまわれないといけないということになりますので、その辺をよく考えて、この予定を組んでいただきたいと思います。それから、改修ですね、先程、必要最小限の改修ということで、それはやってもらって当然ですね。私が聞いているのは、この改修をやったことについて、どの程度の寿命の延長がみられるのかということを知りたいのです。その辺もう1度答えていただきたい。それから3点目のクリーンセンター廃止の場合の撤去費用ですが、3億から4億かかるだろうという推定ですけども、これについても、早く結論を出さないと、全面廃止にするのかどうということにするのかという方法も決められませんので、第2段階の方向性の結論をいつ頃までに出すのか。例えば停止する1年前までには、方向性の結論は、出すとか、そういう答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

連合長

◎広域連合長（手仲 圓容）

西岡議員から再質問をいただきましたが、前回の総務厚生常任委員会でこちらでは、言えないような内容まで突っ込んでご説明をさせていただいております。早く結論を出さないと最終期限が迫ってくるじゃないかというお話はよく分かるのですが、検討委員会を立ち上げて、学識経験者等入っていただいている組織の中で進められていることですので、こちらから早くということによっておりますけども、先生のご都合もあって、最終的な結論がもう少し、後2回くらい会議を重ねないと出てこないということがございますので、私としては、非常に急いでいるのですが、委員会の結論が出ないということがございますので、なんとか先生の方にも早くということで、申し上げますが、今しばらく時間の余裕が必要であるというふうに思います。西岡議員から後のごみの問題もありますが、この間、総務厚生常任委員会で申し上げたように、避難的に民間業者にこちらが結論が出るまでの間、民間委託という方法もこの中で検討いただいておりますので、その辺も併せて施設が使えなくなるから、その時に3町村のごみは処理できないという問題にはならないようにしていきたいと思っています。一時、避難的に民間委託をしながら、今ある施設をどうするのかということも考えていきますので、あそこで使わなくなったから、すぐ施設を撤去しないといけないという問題ではないのではないかと考えています。再利用できるものについては、再利用したらいいと思いますし、これも総合的な結論が出てから議員の皆さんとも相談して、次のステップは、どうしようかという相談をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

和賀環境課長

◎環境課長（和賀 聡）

はい。議長。西岡議員からありました、2号炉耐火物補修とごみクレーンの修繕ですが、これにつきましては、まず、1号炉の耐火物ですが、これは、平成25年にやっております、今の2号炉につきましては、平成23年度に1度、部分的な補修はやっています。今回、2号炉の補修につきましては、そことまた違う部分でして、おそらく今回、部分的な修理になるのですが、23年の時にやっていて、また別のものがありますので、最低でも4年か5年、使う頻度にもよりますが、全体的に老朽化しておりますので、おそらく今回直すところとまた違うところが何年後かに修理が必要な部分が出てくると思います。それとごみクレーンにつきましては、これは1台しかないのもので、可燃ごみがごみピット内に投入されましたらその攪拌をしているのとそれを焼却炉に入れる役目をしておりますので、今回やる部

品を修理したとしてもおそらくまた再来年とかそれ以降にまた違う部分で補修が出てくると思いますので、実際のところは、今回補修しても、その部分は、しばらく使えるとしても、また別のところが悪くなってくるといっておそれがありますので、全体的に老朽化している設備機器でありますので、その都度、点検業務を行って悪いところが出てきたら、翌年度に予算を組んで直しているという状況でございます。以上です。

◎議長（新田 晴美）

西岡良祐議員。

◎5番（西岡 良祐）

補修については、必要最小限のところで行っていくということは、後4年しか使わないということなので、4年間は使える状態にはしておかないといけないですね。その辺、どれだけの改修をしたら後4年間はもつかというようなことは、当然、考えてやってもらわないといけないので、そういうかたちで行っていただけたと思います。それから最後に連合長に言いますが、先程、廃止が決まらなかったら、民間に出して対応するというような答弁だったと思うのですが、これは、後4年しかないから、それまでにどういうふうにしたらいいかということを検討するために検討委員会を発足させてやっているのだから、できない場合、延長とか何か問題があつてうまくいかない場合は、民間に出して対応していくという考え方は、初めからそういう考えを持っているのは、おかしいのではないかと私は思うのですが、この4年間に検討をして、解決していかなければいけないと思いますのでその点だけよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

連合長

◎広域連合長（手仲 圓容）

この検討委員会の結論は、7月くらいには出るだろうと思っております。そういうことで、その結論を見まして、その結論を基に今後どうするのかということをお各3町村、議員さんとも相談しながら、最終的に決めていきたいと思っておりますので、今、外部の学識経験者を入れてごみのあり方というものをお検討してしておりますので、後は、結論が出てきたものを行政としてどの選択をするのかということをお決めていきますので、先程、民間委託という話もしましたが、それも含めてこの中で検討していただいておりますので、また結果は、議員の皆さんと相談させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

西岡良祐議員

◎5番（西岡 良祐）

はい。最後にそういうことで、交渉していくのは、相手がありますので、私が聞きたかったのは、第1段階の結論がちょっと延びているけども、今年中に結論を早い時期に出すということで、それから第2段階のメンバーとか方向性をやっていく検討委員会を1年前くらいには、方針が決定できるようにやっていただいた方がいいのではないかというのが、私の要望でございます。そういうことで、よろしくお願いします。

◎議長（新田 晴美）

連合長。

◎広域連合長（手仲 圓容）

第1段階の結果を今年出しまして、第2段階も今年中には、最終的には話を持っていきたいというふうに思っております。

◎議長（新田 晴美）

これで一般質問を終わります。只今から、10時40分まで休憩します。

休憩

◎議長（新田 晴美）

日程第七 議案第一号 平成26年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長

◎広域連合長（手仲 圓容）

それでは、議案第1号平成26年度相楽東部広域連合一般会計補正予算 第3号についてご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額7億3,770万8千円に、歳入歳出それぞれ126万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,644万8千円とするものです。今回の補正は、最終補正予算ということで事業精査を行ったものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

おはようございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第1号平成26

年度相楽東部広域連合一般会計補正予算 第3号について。平成26年度相楽東部広域連合一般会計補正予算 第3号を地方自治法第218条の規定により提出する。平成27年3月6日提出 相楽東部広域連合 広域連合長 手仲 圓容 議案第1号の概要をご説明を申し上げます。それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。今回の補正は126万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,644万8千円とするものでございます。それでは、ページに従いまして、ご説明をさせていただきます。まず、歳入の方から9ページをご覧いただきたいと思います。府支出金 未来づくり交付金を精査いたしまして501万5千円の増額となっております。内容につきましては13ページと資料の3ページをご覧いただきたいと思います。次に連合債ですが、80万円の減額となっております。内容につきましては予算書6ページの地方債補正と13ページ それと資料の3ページでご確認をいただきたいと思います。この府支出金及び連合債につきましては、補正に伴いまして、関係科目に充当しておりますので、予算書及び資料でご確認をお願いいたします。分担金及び負担金につきましては547万5千円の減額となっております。内容につきましては13ページと資料の2ページをご覧いただきたいと思います。次に歳出の概要ですが、構成町村から派遣をしていただいております職員の人件費分を各町村からの報告に基づきまして、関係科目に合計で33万2千円増額いたしております。次に、14ページ、15ページそれと資料では4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。5款、教育費 1項、教育総務費 4目、教育振興費で 28万8千円の減額 幼稚園就園補助金が不用になりましたので、各町村共 9万6千円の減額となっております。次に、同款、2項、小学校費 2目、和東小学校管理費 5万円の減額 用務員の方の通勤手当が不用となっております。次に、16ページ・17ページをご覧いただきたいと思います。中学校の管理費でございます。ALT事業で賃金及び旅費が不用になりましたので、笠置中学校・和東中学校それぞれ49万5千円の減額 それに加えまして笠置中学校ではコンピュータ室 空調機器改修工事が請負減によりまして 26万4千円の減額となっております。以上で、議案の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎議長（新田 晴美）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論は、ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終結します。これより、採決します。議案第一号 平成26年度 相楽東部広域連合 一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第一号 平成26年度 相楽東部広域連合 一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。日程第八 議案第二号 平成27年度 相楽東部広域連合 一般会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（手仲 圓容）

それでは、議案第2号 平成27年度 相楽東部広域連合一般会計予算 について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ8億5,528万3千円とするものでございます。歳入は、各町村からの分担金及び負担金7億792万4千円を主な財源としております。前年度予算と比較いたしますと5,574万7千円の増となっております。この増額となりました主な要因といたしましては、各学校のパソコン教室の端末機整備や笠置小学校の屋内運動場天井改修工事・和東小学校のスクールバス購入費などを新たに計上したことによるものでございます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

続いて議案の説明を求めます。総務課長

◎総務課長（由本 好史）

それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。平成27年度 相楽東部広域連合一般会計予算について。平成27年度 相楽東部広域連合一般会計予算を、地方自治法第211条の規定により提出する。平成27年3月6日提出。相楽東部広域連合 広域連合長 手仲 圓容。予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ8億5,528万3千円とするものでございまして、平成26年度と比較いたしますと1億3,183万7千円18.2%の増となっております。地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定によりまして予算書の4ページ こちらの方の第2表 地方債といたしまして、8,010万円ということに定めております。今回の予算につきまして、前年度と大きく変わったところを御説明させていただきます。それでは、歳出、予算書の16ページと資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。2(款)総務費 1(項)総務管理費 1(目)一般管理費 本年度予算額 4,773万4千円 前年度と比較をいたしますと225万6千円の増となっております。前年度は、事務局長の人件費を概算で計上しておりましたので、182万5千円の増 それと三町村からの派遣職員人件費を61万6千円の増 いじめ調査委員会委員報酬4万1千円、これにつきましては、皆増というものが主なものでございます。次に、予算書の20ページ、資料の7ページをお願いいたします。3(款)民生費 2(項)児童福祉費 2(目)児童館費 本年度予算額 1,068万8千円 前年度と比較をいたしますと37万4千円の減となっております。一般職員人件費で18万6千円の減 運営諸経費では、本年度は公用車の車検が無いということで18万8千円の減、特定財源といたしまして府補助金を22万5千円 充当しておるものでございます。次に、予算書の22ページ、資料の8ページをお願いいたします。4(款)衛生費 ・1(項)環境費 ・1(目)環境総務費 本年度予算額 922万5千円 前年度と比較をいたしますと28万7千円の減となっております。一般職員人件費で8万1千円の減 嘱託職員の社会保険料が減となっております。一般管理諸経費では、20

万 6 千円の減 検討委員会の経費が皆減となっております、今後、検討委員会の経費につきましては補正予算で対応させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。そのほか指導員の人件費が 15 万 3 千円の減、フェニックス負担金が 20 万 6 千円の減、修繕費が 30 万円皆増というものが主なものでございます。特定財源といたしまして、a u の基地局地代 5 万円と自動販売機電気使用料 1 万 9 千円を充当しております。次に、予算書の 24 ページ、資料の 9 ページをお願いします。同款 ・2(項)清掃費 ・1(目)衛生総務費 本年度予算額 662 万 5 千円 前年度と比較をいたしますと 18 万円の減となっております。公害測定調査委託料が 20 万円の減となったものでございます。次に、同款 ・同項 ・2(目)塵芥処理費 本年度予算額 2 億 1,123 万 8 千円 前年度と比較をいたしますと 295 万 5 千円の増となっております。電気料金が引き上げされるということで 360 万円の増 本年度から小型家電リサイクルを取り組むということで 55 万円、これにつきましては、皆増でございます。委託料で 98 万 8 千円の減、ごみ袋購入代が 61 万 8 千円の減が主なものでございます。特定財源といたしまして、一般廃棄物処理手数料 1,500 万円と前年度繰越金 100 万円 プレス品売払収入 15 万円 それと容器包装品売払収入といたしまして 50 万円を充当しております。次に、3(目)施設整備費 予算書の 26 ページ 資料の 10 ページをお願いいたします。本年度予算額 4,002 万 6 千円 前年度と比較をいたしますと 1,188 万 7 千円の増となっております。工事請負費が 962 万 1 千円の増 委託料で 118 万 6 千円の増 需用費で 103 万 5 千円の増が主なものでございます。特定財源といたしまして、未来づくり交付金 392 万 3 千円と一般廃棄物処理事業債 2,320 万円と財政調整基金 400 万円を充当しております。次に、5(款)教育費 1(項)教育総務費 2(目)事務局費 資料の 11 ページをお願いいたします。本年度予算額 7,551 万円 前年度と比較をいたしますと 129 万 5 千円の増となっております。派遣職員人件費分が 123 万 2 千円の増 いじめ防止等対策委員会委員報酬が 29 万 1 千円これにつきましても、皆増というものが主なものでございます。次に、予算書の 28 ページ、資料の 12 ページをお願いいたします。3(目)義務教育振興費 本年度予算額 2,059 万 7 千円 前年度と比較をしますと 7 万 6 千円の減となっております。特別職人件費が 18 万 4 千円の増 図書館司書アルバイト賃金等 義務教育振興諸経費で 26 万円の減 特定財源といたしまして、未来づくり交付金を 50 万 2 千円充当しておるものでございます。次に、4(目)教育振興費 資料の 13 ページをお願いいたします。本年度予算額 110 万 2 千円 前年度と比較をしますと 50 万円の減となっております。和東町教育振興諸経費で伊根町交流事業が、50 万円の減となったものでございます。次に、2(項)小学校費 1(目)笠置小学校管理費 本年度予算額 6,128 万 7 千円 前年度と比較をいたしますと 3,938 万 2 千円の増となっております。体育館天井等改修工事請負費で 4,049 万 6 千円の皆増となっております、運動場排水口修繕で 48 万 6 千円こちらも皆増でございます。それとプール点検業務で 5 万 4 千円の皆増、それと先程、一般質問の教育長の答弁にございました、心を潤すお茶時間事業ということで急須やお茶の購入事業費といたしまして 5 万 1 千円皆増というものが主なものでございます。特定財

源といたしまして、国庫補助金 723 万 6 千円、府補助金 127 万 8 千円、地方債 3,400 万円、体育館使用料 2 万円を充当しております。次に、2(目)和東小学校管理費 予算書の 32 ページをお願いいたします。資料では 16 ページになります。本年度予算額 5,014 万 8 千円 前年度と比較をいたしますと 2,331 万 8 千円の増となっております。下水道接続工事請負費といたしまして、979 万 5 千円の皆増、スクールバス購入費といたしまして、1,598 万 8 千円皆増というものでございます。和東小学校におきましても、心を潤すお茶時間事業やプール点検委託、それに雨漏り調査委託料等が新たに計上されているところでございます。特定財源といたしまして、地方債 730 万円、未来づくり交付金を 124 万 7 千円、関西電力土地借地代 1 万 1 千円、教育施設電気使用料で 30 万円、学校施設使用料 7 万 5 千円を充当しております。次に、3(目)南山城小学校管理費 予算書の 36 ページと資料の 19 ページをお願いいたします。本年度予算額 3,600 万 6 千円 前年度と比較をいたしますと 564 万 2 千円の増となっております。主なものといたしましては、空調整備工事設計業務委託といたしまして 213 万 9 千円計上されておりますが、こちらの方は、大変申しわけございませんが、計上誤りによりまして次の補正で減額をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。そのほかスクールバス運行業務費で 153 万 8 千円の増 南山城小学校におきましても、心を潤すお茶時間事業やプール点検委託が新たに計上されているところでございます。特定財源といたしまして、未来づくり交付金を 24 万 3 千円 充当しております。次に、4(目)笠置小学校教育振興費 予算書の 38 ページと資料の 22 ページをお願いいたします。本年度予算額 821 万 8 千円 前年度と比較をいたしますと 544 万 9 千円の増となっております。主なものといたしましては、各学校でインターネットに接続できない状態でございますので、パソコン教室の機器を購入するということで、備品購入費に 432 万円 委託料にハードウェア保守等委託といたしまして 15 万 2 千円、それと教科書が変わりますので、教師用指導書が 101 万 3 千円計上されております。特定財源といたしまして、府支出金を 27 万 1 千円 充当しております。次に、5(目)和東小学校教育振興費 予算書の 40 ページ、資料では 23 ページをお願いいたします。本年度予算額 1,840 万 6 千円 前年度と比較をいたしまして 1,009 万 7 千円の増となっております。和東小学校におきましても、パソコン教室の機器を購入するということで、備品購入費に 932 万 1 千円 委託料にハードウェア保守等委託といたしまして 30 万 3 千円、それと、教師用指導書が 124 万 7 千円が計上されております。特定財源といたしまして、府支出金を 80 万 1 千円 充当しております。次に、6(目)南山城小学校教育振興費 予算書の 42 ページと資料の 25 ページをお願いいたします。本年度予算額 1,390 万 2 千円 前年度と比較をいたしますと 955 万円の増となっております。南山城小学校におきましても、パソコン教室の機器を購入するということで、備品購入費に 784 万 1 千円 委託料にハードウェア保守等委託といたしまして 29 万 2 千円、それと、教師用指導書が 116 万 7 千円が計上されております。特定財源といたしまして、府支出金 182 万 1 千円 地方債 580 万円を充当しております。次に、3(項)中学校費 1(目)笠置中学校管理費 資料の 26 ページをお願いいたします。

本年度予算額 4,133 万 8 千円 前年度と比較をいたしますと 187 万 2 千円の増となっております。浄化槽修理費で 392 万 7 千円 空調整備工事設計委託で 170 万 7 千円や心を潤すお茶時間事業などが新たに計上されているところがございます。また ALT の方に変更が無いということで ALT 事業につきましては 54 万 6 千円の減となっております。特定財源といたしましては、府補助金を 264 万 2 千円 地方債を 360 万円 充当しておるものがございます。次に、2(目)和東中学校管理費 予算書の 46 ページと資料の 29 ページをお願いいたします。本年度予算額 2,454 万 5 千円 前年度と比較をいたしますと 305 万円の増となっております。空調整備工事設計委託といたしまして、170 万 7 千円、避雷針配線設備等修繕費で 105 万 2 千円 心を潤すお茶時間事業で 10 万 2 千円などが新たに計上されているものがございます。また、ALT の方につきましては、変更が無いということで ALT 事業につきましては 56 万 3 千円の減となっております。特定財源といたしまして、府補助金を 167 万 9 千円 関西電力土地借地代 2 万円を充当しております。次に、3(目)笠置中学校教育振興費 予算書の 48 ページと資料の 31 ページをお願いいたします。本年度予算額 2,154 万 5 千円 前年度と比較をいたしますと 1,342 万 5 千円の増となっております。笠置中学校におきましても、パソコン教室の機器を購入するということで、備品購入費に 1,390 万円 委託料にハードウェア保守等委託といたしまして 30 万 3 千円、それと、芸術鑑賞 18 万円が計上されております。特定財源といたしまして、府支出金 195 万 8 千円 地方債 620 万円を充当しておるものがございます。次に、4(目)和東中学校教育振興費 予算書の 50 ページと資料の 33 ページをお願いいたします。本年度予算額 2,268 万 1 千円 前年度と比較をいたしますと 1,084 万 5 千円の増となっております。和東中学校におきましても、パソコン教室の機器を購入するということで、備品購入費に 1,054 万 1 千円 委託料にハードウェア保守等委託といたしまして 30 万 3 千円、それと、英語検定料 17 万 4 千円が新たに計上されております。特定財源といたしまして、府支出金 95 万 8 千円を充当しております。次に、4(項)社会教育費 1(目)社会教育総務費 予算書の 52 ページと資料の 34 ページをお願いいたします。本年度予算額 2,133 万 1 千円 前年度と比較をいたしますと 40 万 3 千円の増となっております。主なものといたしましては、バス借上げ料で 64 万 6 千円の増 成人式を連合事業といたしまして 15 万 5 千円増 和東町の高校等通学費補助が 28 万 8 千円の減となっております。特定財源といたしまして、府補助金で 173 万 6 千円 雑入 23 万 5 千円を充当しておるものがございます。個々の事業につきましては、資料の 34 ページから 42 ページでご確認をお願いしたいと思います。次に、2(目)社会教育施設費 予算書の 54 ページと資料の 42 ページをお願いいたします。本年度予算額 1,412 万 6 千円 前年度と比較をいたしますと 665 万 7 千円の減となっております。資料の 43 ページの笠置町公民館運営諸経費で 369 万 9 千円の増となっております。公民館屋上施設を撤去しなければならないということで、工事請負費や設計業務委託料などが新たに計上されております。特定財源といたしまして、使用料を 1 万円充当しておるものがございます。資料の 44 ページの南山城村図書室運営諸経費につきましては、前年度でシステム機器購入で 1,150 万円計上

されておりましたので、1,036万3千円の減となっております。次に、3(目)文化財保護費 予算書の56ページと資料の44ページをお願いいたします。本年度予算額 225万8千円 前年度と比較をいたしますと92万1千円の増となっております。特定財源といたしまして、国庫補助金を19万3千円と町村史収入5千円を充当しておるものでございます。次に、5(項)保健体育費 1(目)保健体育総務費 資料の46ページをお願いいたします。本年度予算額 466万2千円 前年度と比較をいたしますと32万5千円の増となっております。資料の47ページ スポーツ推進委員会で全国研究大会に参加するということと、バス借上げ料が値上げされたことが主なものでございます。特定財源といたしまして、雑入の歩こう会参加費 12万5千円を充当しております。次に、2(目)給食業務事業費 予算書の58ページをお願いいたします。本年度予算額 7,512万2千円 前年度と比較をいたしますと26万2千円の減となっております。一般職員人件費で50万3千円の増・和東給食センター運営諸経費で51万2千円の増 資料の48ページ 工事請負費で141万円の増、備品購入費で24万1千円減、修繕費で60万円の減となっております。南山城村給食センター運営諸経費で127万7千円の減となっております。資料の49ページの修繕費で155万円の減、賄材料費で77万円の減、調理業務委託で68万5千円の増、電気代48万円の増が主なものでございます。特定財源といたしまして、府補助金を15万円 雑入で1,854万3千円を充当しております。次に、6(款)公債費 1(項)公債費 1(目)元金 予算書の60ページをお願いいたします。本年度予算額 1,034万8千円 前年度と比較をいたしますと243万円の減となっております。笠置中学校分で3万7千円の増、和東中学校分で40万1千円の増、クリーンセンター分で286万8千円の減となっております。次に2(目)利子 本年度予算額 122万4千円 前年度と比較をいたしますと6万9千円の減となっております。笠置中学校分で3万5千円の減、和東中学校分で2万3千円の減、クリーンセンター分で1万1千円の減となっております。以上で簡単ですが説明を終らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（新田 晴美）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。西岡良祐議員。

◎5番（西岡 良祐）

5番西岡です。予算書の33ページの笠置小学校屋内運動場の天井等ということで、4,049万6,000円の予算が上がっていますが、天井等となっているので、笠置町の方の防災計画の方で体育館の改修の内容が含まれていると思うのですが、それから先程、説明の中で排水溝の改修とか言っておられましたが、これの内容と予算の内訳が分かったら教えてもらえませんか。

◎議長（新田 晴美）

竹谷学校教育課長

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

はい。議長。西岡議員のご質問にお答えいたします。笠置小学校の屋内運動場の天井等改修工事につきましては、今、ご質問があった通り、補助対象となります天井改修と広域避難所として指定されておりますため、その機能を充実させるという2つの工事を予定しております。概要でございますが、工事の範囲としましては、体育館の天井改修、1階ピロティ駐車場のアスファルト舗装、便所、更衣室、シャワールームの改修です。補助対象につきましては、天井改修工事に係る撤去、改修、既設脱着復旧です。広域避難所に係るものにつきましては、バリアフリー化等を計画しております。事業費につきましては、概ね補助部分につきましてはの事業費、これは、撤去に係る部分ですが、約2,100万円、そして広域避難所としての充実に係る費用としましては、約1,900万円を見込んでおります。併せてご質問いただきました排水溝につきましては、これは小学校のグラウンド南側に1メートル四方の排水溝がございます。それに鉄製の蓋がかぶっているのですが、蓋が沈んで劣化して危険な状態であるということで、今回、改修で要望させていただいております。以上でございます。

◎議長（新田 晴美）

西岡良祐議員

◎5番（西岡 良祐）

5番西岡です。耐震関係とそれからトイレの改修、シャワー室、駐車場の整備、それと今、おっしゃられた排水溝の改修の4項目が含まれているということですね。耐震の方は、2,100万円、後残りを防災関係でしているのが1,900万円ということでしょうか。はい。わかりました。

◎議長（新田 晴美）

他に。岩崎宗男議員。

◎4番（岩崎 宗男）

4番岩崎です。予算書の37ページです。和東小学校で公用車購入で1,598万8,000円上がっております。これは、何人乗りのバスを買われるのか、その点についてお聞きします。

◎議長（新田 晴美）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

和東小学校のスクールバスにおきましては、平成4年の開校以来、全校一斉の登校時に42人乗りバス、下校時には29人バスをそれぞれ活用して参りました。また、当バスは、単なる登下校用の交通手段だけではなく、小・中学校の校外学習活動、他校とのクラブ活動の交流等にも活用されています。特に平成24年度からは、広域連合立学校としまして、特徴と利点を最大限に活かすためにも学校間での合同・連携・協働の強化ということで、小中連携等、充実を図っており、バスの運行につきましては、当事業に最も寄与する手段の1つとなっております。そういった中、29人乗りのバスは、平成10年に更新したものの、45人乗りにつきましては、22年を経過していることから、老朽化による修理や排ガス規制の未整備等のために安全・安心をもっとうとする運行に不安があるということで、更新の予算を要望させていただいた次第でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（新田 晴美）

岩崎宗男議員。

◎4番（岩崎 宗男）

そうしますと、運行管理につきましては、今までと同様の運行管理をされるのか、また今の小小連携、中中連携をされておりますが、そういった時にそのバスを活用されていかれると思うのですが、通常の通学にも使われているということですね。その点で事故もなくうまくいっていると思うのですが、そういう運行管理については、どのように考えておられるのか。その点についてお聞きします。

◎議長（新田 晴美）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

はい。運行管理につきましては、現状は、入札によりまして、民間業者の方に委託しております。スクールバス業務を中心に委託しているのですけれども、当然、今の42人乗りのバスの後継車として委託の方をする予定でございます。そのほか、中学校のクラブ活動、校外学習、そして、学校間の交流事業、合同学習につきましても契約の項目の中に含まれておりますので、契約の中で管理していく方向で考えております。以上です。

◎議長（新田 晴美）

他に。橋本洋一議員。

◎9番（橋本 洋一）

議案書の42ページ、教育費、5款の笠置中学校管理費について、説明では、27年度に中学校の空調設備についての委託をするということで、177万円の予算が計上されております。これにつきましては、23年度に教室の温度の調査がされて、そして温暖化に伴って非常に学習環境が悪くなっているということに対して、今年度初めてこういう予算が計上されて、この点については、一歩前進をしているというふうに思うわけですが、具体的に笠置中学校につきましては、どのような考えですね、教室の数にしてどれくらいなのか、また、予算としては、どのような空調設備を設置しようとしているのか。その点について分かる範囲で説明お願いしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

はい。エアコンの設置につきましては、何度も議会でも答弁させてもらいましたように、27年度に実施の設計に入りまして、28年度から具体的にというところで今考えています。できれば小学校、中学校を一斉にいきたいのですが、そうもいきませんので、順番というかたちで、まず、中学校の方が小学校よりも特に夏休みに入りましても補習をやったりとかクラブもありますから優先と言いますか、そちらの方で考えています。具体的な細かいところにつきましては、課長の方が答えます。

◎議長（新田 晴美）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

はい。笠置中学校の事業につきましては、24年度に事業の概要調査をしております。その数字でございます。笠置中学校につきましては、普通教室の8と後、変電設備の増設という項目で消費税抜きで約1,600万円くらいの額が想定されておりました。今年度、予算を上げておりますのは、設計額でございますが、再度こういった条件を見直した中で工事費や必要な部分の中で調整していきながら進めていけたらと思っております。以上でございます。

◎議長（新田 晴美）

橋本洋一議員。

◎9番（橋本 洋一）

ちょっと聞き落としてしまいましたが、教室の数はいくつですか。8ですか。はい。結構です。

◎議長（新田 晴美）

他に。籠島議員。

◎11番（籠島 孝幸）

11番籠島でございます。まず、御礼申し上げます。皆さんにおかれましては、東部クリーンセンターの今後のあり方ということで、ご尽力いただいているということでこの場をもって御礼申し上げます。と言いましても稼働期間が限られておりますので、施設もかなり老朽化しているということでございますが、完璧な施設の運営をよろしくお願ひしたいと思ひます。それで、私は、1点、保健体育総務費の補助金、和東町の補助金を見ますと27万円ですが、昨日、府民総体の表彰式に行つて参りまして、その中で資料をいただいたのですが、残念ながら和東町は、26自治体の中で26番目という結果になっております。同じく東部3町村でいきますと、笠置町、南山城村、この3自治体の下から1、2、3となっております。この辺の状況を予算で見ましても、一定の予算が組まれて、指導員がいるということで、各自治体では、活動されていると思うのですが、この現状について教育長に聞かせてもらったらよろしいですか。

◎議長（新田 晴美）

中嶋生涯学習課長。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）

はい。ご質問の中身でございますが、各町村の生涯スポーツの活動関係の補助金としまして、大きくは、和東町の方の体育協会の27万円の補助金の事業が今回、計上されているわけでございます。各町村それぞれ、社会体育の事業自体が異なりまして、活動としては、それぞれ体育協会の方の活動の中でその補助金の範囲内で活動していただいております。また、その中身については、体育協会の方で、それぞれのクラブに補助援助というかたちで事業配分されているということになっておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（新田 晴美）

籠島孝幸議員。

◎11番（籠島 孝幸）

私は、補助金のことを質問しているのではなくて、この現状をですね、今、オリンピックが日本で行われるということで、京都府もいろんなゲートボールも含めまして、国体の競技と認定もされましたので、非常に京都府の体育協会としても、今後、競技団体等にもっとも

っと活発にしていくということで、色々されていますが、この府民総体の結果を見ますとそれなりに各自治体では、活動されていると思うのですが、そういう現状ですね、以前ですと子どもの数もかなり多かったこともありまして、そういう指導者も地域にいた関係で、かなり府民総体には参加していたと思うのですが、現在見ますとグラウンドゴルフとゲートボールと軟式野球と、これは和東町の実績ですが、これくらいしか参加していない。この辺で指導員もいるということですが、どのように今後、考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（新田 晴美）

中嶋生涯学習課長。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）

はい。オリンピックもあるということで、国を挙げてのスポーツ推進、振興ということで、今現在、進んでいるのですが、相楽3町村の現状としましては、生涯スポーツの推進というようなかたちで、今、おっしゃられました、府民総体等の活動が、そういったかたちで活発になってきております。その中で、今までですと、一般成人の府民総体が新たにシニア層の大会なんかは昨年からプレで開催されるなど、進んできております。そういった中の活動の一環として、大会の予選会なども行われてきていますが、実際のところ、3町村の中で成人層の方の参加者が非常に少ないのが現状でございます。競技者につきましても、非常に以前は沢山の種目に参加されていた町村もございまして、高齢化とともに激しいスポーツについての競技種目の参加が減りまして、今、特に多いのがグラウンドゴルフ、ゲートボール、そういった競技の参加が主になっているのが現状でございます。生涯スポーツとしましては、新しいスポーツ、もしくは、府民総体の参加種目にも今後も力を入れていきたいわけですが、昨日、実は、スポーツ推進委員さんのご協力の方もお願いしていたわけですが、地域の中では、基本的な生涯スポーツというかたちで、健康で生き生きと暮らせるということを目途としたような活動を主にニュースポーツの取組なんかを今後も進めて参りたいというお話でした。そういうかたちで社会教育としては、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

籠島孝幸議員。

◎11番（籠島 孝幸）

ありがとうございました。府民総体は、申し上げただけですので、和東町の場合でも、グラウンドゴルフとゲートボールで約200名ほどおられます。おそらく3町村では、500人以上が活動されていると思います。これは、ほとんど65歳以上の高齢者ばかりでございます。

ますが、その結果、80歳、90歳になっても元気でゲームに携わっておられるお年寄りも多いので、今後、高齢者、少子高齢化といっている中で、年寄りが一番元気な部分がありますので、その辺に今後、お力を入れていただいて、更に若年層の方でもスポーツに親しむように行政の方も取り組んでいただきたいと思います。先程、課長の方からそういうお話いただきましたのですが、今後ともその辺をよろしく願います。質問終わります。教育長何かありましたら願います。

◎議長（新田 晴美）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

はい。生涯学習の中で、文化活動と併せてスポーツ活動というのは、本当に大切だと考えています。実際に社会教育の推進のところ、地域住民のライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの振興ということを謳っております。議員さんがおっしゃるように今は、スポーツ人口が少なくなっていること。それから高齢化になって、激しいスポーツはできないわけでありますので、要は、年齢に応じたいつでもどこでも誰でもが取り組めるスポーツを重点的にやっていって、裾野を広げていく必要があるのではないかとこのように思っております。それが、先々は府民総体とかの参加に繋がっていくように教育委員会の方もがんばっていきたいと思っております。以上です。

◎議長（新田 晴美）

他に。質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論は、ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終結します。議案第二号 平成27年度 相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第二号 平成27年度 相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。日程第九 議案第三号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定及び相楽東部広域連合公平委員会設置条例の廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（手仲 圓容）

それでは、議案第3号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定及び相楽東部広域連合公平委員会設置条例の廃止について、ご提案申し上げます。構成町村及び相楽東部広域連合にそれぞれ設置されております公平委員会を共同設置し、公平委員会の運営の効率化・簡素化を図るものでございます。この規約の制定に伴いまして、相楽東部広域連合公平委員会設置条例を廃止するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

失礼をいたします。それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第3号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定及び相楽東部広域連合公平委員会設置条例の廃止について上記議案を提出する。平成27年3月6日提出 相楽東部広域連合 広域連合長 手仲圓容 議案第3号の概要をご説明を申し上げます。先程、連合長の提案理由にありまして、笠置町・和東町・南山城村及び相楽東部広域連合で設置をしております。公平委員会を共同で設置するというものでございます。規約の第1条にそういうことを謳っております。名称につきましては、第2条で相楽東部地域公平委員会とするというものでございまして、執務につきましては、連合の事務所内で行うというものでございます。委員につきましては、規約の2ページをご覧ください。附則の2の方をご覧くださいと現に相楽東部広域連合公平委員会の職の方が各町村から1名ずつ推薦をいただきまして、平成24年第3回議会定例会において同意をいただきました3名の方に就任をいただいております。任期につきましては平成29年1月25日まででございます。当初は、この方々をお願いをすることになります。施行日につきましては平成27年4月1日から施行するというものでして、この規約が制定されましたら相楽東部広域連合公平委員会設置条例を廃止するというものでございます。今後、連合議会及び3町村議会でご可決をいただきましたら協定書を作成いたしまして、京都府知事に届け出ることになります。以上です。よろしく申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論は、ありませんか。討論なしと認めます。これより、採決します。議案第三号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定及び相楽東部広域連合公平委員会設置条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第三号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定及び相楽東部広域連合公平委員会設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。日程第10 同意第1号 相楽東部広域連合 監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、杉岡義信君の退場を求めます。

杉岡義信君退場

◎議長（新田 晴美）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（手仲 圓容）

はい。議長。それでは、同意第1号 相楽東部広域連合監査委員の選任について、ご提案申し上げます。現在、議員のうちから選任する監査委員が欠員となっておりますので、杉岡義信議員を選任するものでございます。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

それでは、同意第1号についてご説明を申し上げます。朗読をもって説明に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。同意第1号 相楽東部広域連合監査委員の選任について 相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年3月6日提出 相楽東部広域連合広域連合長 手仲圓容 記 氏名 杉岡義信 昭和22年6月12日生まれ 住所 京都府相楽郡笠置町大字有市小字峠阪16番地 以上でございます。よろしくお願いいたします。お諮りします。人事案件ですので、質疑・討論を省略してよろしいか。異議なしと認めます。この採決は、挙手によって行います。杉岡義信君を相楽東部広域連合 監査委員の選任に同意することに、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、杉岡義信君を相楽東部広域連合 監査委員の選任に同意することに決定しました。杉岡義信君の入場を求めます。

杉岡義信君入場

◎議長（新田 晴美）

杉岡義信君を相楽東部広域連合 監査委員の選任に同意することに決定いたしましたので、ご通知申し上げます。日程第11 同意第2号 相楽東部広域連合 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（手仲 圓容）

同意第2号 相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。相楽東部広域連合教育委員会委員の中井薫委員が任期満了に伴い再度委員に任命するものでございます。御本人の了解も得ておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますよ

うお願い申し上げます。

◎議長（新田 晴美）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

失礼いたします。同意第2号についてご説明を申し上げます。朗読をもって説明に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。同意第2号 相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について 相楽東部広域連合教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年3月6日提出 相楽東部広域連合 広域連合長 手仲圓容 記 住所 京都府相楽郡和東町大字原山小字中尾 135 番地 氏名 中井薫 昭和33年11月20日生まれ以上で ございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（新田 晴美）

お諮りします。人事案件ですので、質疑・討論を省略してよろしいか。異議なしと認めます。質疑・討論を省略します。この採決は、挙手によって行います。中井薫君を相楽東部広域連合 教育委員会委員の任命に同意することに、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、中井薫君を相楽東部広域連合 教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則 第76条の規定により、お手元配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。おはかりします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。これもちまして、平成27年相楽東部広域連合議会 第一回定例会を閉会いたします。本日は、ご苦勞様でした。